

しょう ふくし  
**障がい福祉**

**ガイドブック**



**美浜町**

令和5年12月



## おもな福祉サービス一覧表

- 介護保険対象者（65歳以上の方、特定疾病の方）は、介護保険が優先されます。

		身体障害者手帳						療育手帳				精神福祉手帳			参 照 ペジ
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級	
税金等免除	所得税の控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	1~2 P
	相続税控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	
	贈与税非課税	△	△					△				△			
	自動車税・取得税减免	△	△	△	△	△	△	△	△			△			
	住民税の控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	
年金手当	障害基礎年金	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	3・4 P
	特別障害者手当	△	△					△	△						
	特別児童扶養手当	△	△	△	△			△	△	△	△				
福祉・医療等	補装具費の給付	△	△	△	△	△	△								4・5 P
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△				△							
	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○								
	自立支援医療（精神通院）											○	○	○	
	心身障害者医療費助成	○	○	○	△			○	○	○		△	△		
在宅生活援助	住宅改造助成	△	△												5・6 P
	日中一事支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
割引減免等	JR 運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				7・8 P
	私鉄電車・バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路等通行料割引	○	○	△	△	△	△	○	○						
	航空運賃割引	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	
	NHK 受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	タクシーチケット助成	○	△					○	○						
	タクシー料金の1割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
その他	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○				9P
	施設の利用等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

◎は特別障害者の適用、○は該当、△は一部該当ですが、年齢、所得、程度等により該当しない場合がありますので詳しくは担当窓口にお問い合わせください。なお、この表に記載している制度は、一部です。

## ※手帳交付

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
身体障害者手帳の交付	身体障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助サービスを受けやすくするため、申請により手帳を交付する。 ※手帳認定の審査は県で行うため、申請から手帳を健康福祉課でお渡しするまでに申請の日から1か月ほどかかりますのでご了承ください。	視覚、聴覚、平衡、音声・言語、肢体、そしゃく、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸・小腸、肝臓、免疫機能等に障害がある方	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 診断書（指定医のも の） 本人写真（1枚） 縦4cm×横3cm マイナンバーの分か るもの	障害の等級 1～6級
療育手帳の交付	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助サービスを受けやすくするため、申請により手帳を交付する	18歳未満は児童相談所、18歳以上は総合福祉相談所の判定結果に基づき手帳の交付を決定する	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 知的障害者相談記録 票 本人写真（1枚） 縦4cm×横3cm マイナンバーの分か るもの 診断書（任意） 成績証明書や在籍証 明書 (18歳以上の新規 申請の方のみ)	障害の等級 A1、A2 B1、B2
精神保健福祉手帳の交付	精神障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助サービスを受けやすくするため、申請により手帳を交付する。 ※手帳認定の審査は県で行うため、申請から手帳を健康福祉課でお渡しするまでに申請の日から2～3か月ほどかかりますのでご了承ください。	県の判定結果に基づき手帳の交付を決定する。 ※有効期限は2年、更新手続きが必要です。	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 診断書または年金証 書（写）及び同意書 本人写真（1枚） 縦4cm×横3cm マイナンバーの分か るもの	障害の等級 1～3級

## ※税金関係

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
所得控除	障害者控除・特別障害者控除他	身障手帳・療育手帳・精神手帳を所持する方	税務署 税務課	身障手帳 療育手帳または精神手帳	特別障害者 身障手帳1、2級 療育手帳A1、A2 精神手帳1級
	医療費控除 おむつ使用費用 ストマ用装具使用費用等		税務署	医師の証明書 領収書	
相続税控除	障害者が相続により財産を取得した場合の控除	身障手帳・療育手帳・精神手帳を所持する方	税務署	身障手帳 療育手帳または精神手帳	
贈与税非課税		身障手帳2級以上・療育手帳A1、A2・精神手帳1級を所持する方	税務署	身障手帳 療育手帳または精神手帳	



サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
自動車税 軽自動車税 自動車取得税の減免	<p>当該障害者の生活に不可欠な自動車の税の免除</p> <p>〔本人運転〕</p> <p>視覚障害 　1～4級</p> <p>聴覚障害 　2級および3級</p> <p>平衡機能障害 　3級</p> <p>音声・言語・そしゃく機能障害 　3級</p> <p>上肢障害 　1級および2級</p> <p>下肢障害 　1～6級</p> <p>体幹障害 　1～3級および5級</p> <p>脳原生(上肢) 　1級および2級</p> <p>脳原生(移動) 　1～6級</p> <p>内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸・小腸) 　1級および3級</p> <p>内部(免疫機能障害、肝臓) 　1～3級</p> <p>〔生計同一者運転〕</p> <p>身体障害者手帳については、上記のうち下記の者を除く</p> <p>下肢障害　4～6級</p> <p>体幹障害　5級</p> <p>脳原生(移動) 　4～6級</p> <p>療育手帳 　A1、A2</p> <p>精神福祉手帳 　1級所持者で自立支援医療を受給されている方</p>	<p>障害者本人または障害者と生計を同一にする方</p>	<p>普通自動車税 二州県税相談室 軽自動車税 税務課</p> <p>※申請時期 普通自動車 4月1日～納税期限まで</p> <p>軽自動車 4月1日～納税期限まで</p> <p>生計同一証明書 健康福祉課</p>	<p>〔本人運転〕</p> <p>身障手帳</p> <p>療育手帳または精神手帳 免許証</p> <p>印鑑</p> <p>納入通知書</p> <p>自動車検査証 (名義が障害者本人のもの。ただし身体障害者で18歳未満の方、知的障害者の方、精神障害者の方は生計同一者名義でも可)</p> <p>住民票謄本 通院、通学、通所、通勤、生業に関する証明書 (原則として月2回以上かつ6ヶ月以上続けて使用されるもの)</p> <p>家族は生計同一するものに限られる 〔生計一者運転〕</p> <p>上記のほかに生計同一証明書 (運転者と住民票が別の場合)</p>	
消費税非課税	<p>身体障害者等が使用するための特殊な構造、機能を有する物品に係る消費税が非課税になる</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>〔補装具〕 義肢、装具、補聴器、車椅子等</p> <p>〔日常生活用具〕 視覚障害者用時計、特殊寝台、体位変換器等</p> <p>〔改造自動車〕 　身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの 　車椅子を使用するものを、車椅子とともに輸送できるよう昇降装置を装備したもの</p>	<p>左に記載してある</p>	税務署		

## ※年金・手当

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
障害基礎年金	<p>病気やけがなどのために障害を持ち、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合、その障害の程度により障害基礎年金が支給される</p> <p>1級 年額 974,125円 2級 年額 779,300円</p> <p>初診日までの被保険期間の納付済期間が3分の2以上あるもの</p> <p>20歳前に初診日のある障害者については、所得制限あり</p> <p>※子の人数によって加算が行われます。</p>	年金支給開始前に初診日のある障害者	(国民年金) 住民環境課  (厚生年金) 年金事務所	障害給付裁定請求書 診断書 病歴書 等	手帳の等級と障害年金の等級は異なります。
特別障害者手当	<p>月額 27,980円 ※額は毎年改定されます。</p> <p>〔支払方法〕 2月、5月、8月、11月の年4回 (各10日に口座振込みで支給します。) ※祝日の場合、後払い</p> <p>※所得制限有</p>	20歳以上で、身心に重度の障害(1・2級程度)を重複するか、單一の重度障害であって日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	健康福祉課	認定請求書 世帯全員住民票 所得・課税証明書 診断書 所得状況届 身障手帳または療育手帳等の写し 同意書 公的年金の受給状況届 振込先の通帳の写し 債権・債権者登録申請書	
障害児福祉手当	<p>月額 15,220円 ※額は毎年改定されます。</p> <p>〔支払方法〕 2月、5月、8月、11月の年4回 (各10日に口座振込みで支給します。)</p> <p>※障害年金非受給者 ※所得制限あり</p>	20歳未満で、身心に重度の障害(身障:1・2級程度、療育:A1程度)があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	健康福祉課	認定請求書 世帯全員住民票 所得・課税証明書 診断書 所得状況届 身障手帳または療育手帳等の写し 同意書 振込先の通帳の写し 債権・債権者登録申請書	
特別児童扶養手当	<p>1級 月額 53,700円 2級 月額 35,760円 ※額は毎年改定されます。</p> <p>※障害年金非受給者(児童) ※所得制限あり</p>	身体障害者手帳 1級～3級程度 (4級の一部)または療育手帳A程度(Bの一部)の障害のある20歳未満の児童を養育している方	こども未来課	認定請求書 世帯全員住民票 診断書 戸籍抄本 マイナンバーの分かるもの 振込先口座申出書 振込先の通帳の写し	
重症心身障害児(者)福祉手当	<p>月額 3,000円 ※障害年金・特別障害者手当非受給者 ※所得制限あり</p>	1、2級の身体障害者手帳またはA程度の療育手帳を所持する方等	健康福祉課	申請書 身障手帳または療育手帳等の写し	

児童扶養手当	<p>第1子（全部支給） 月額 44,140円 第2子（全部支給） 月額 10,420円 第3子（全部支給） 月額 6,250円 (所得に応じて一部支給となる者は20歳未満)までの児童を養育する父又は母。 ※額は毎年改定されます。 ※公的年金との併給調整あり ※所得制限あり</p>	<p>重度の障害を持つた配偶者がおり、18歳に達した年度末(政令で定める程度の障がいの状態にある者は20歳未満)までの児童を養育する父又は母。</p>	こども未来課	詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。	
--------	---	---	--------	-----------------------	--

## ※福祉・医療等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
補装具費の給付	<p>身体上の障害を補うための用具の購入費・修理費の支給</p> <p>補装具の種類 〔視覚障害者〕 盲人安全杖、義眼、眼鏡 〔聴覚障害者〕 補聴器 〔肢体不自由〕 義肢、装具、車椅子、歩行器</p> <p>身体障害者手帳所持者で総合福祉相談所で必要と判定された方</p> <p>・65歳以上の方 ・40歳以上64歳以下の方で、特定疾病が原因による要介護認定</p> <p>者は介護保険法による福祉用具貸与が優先されます</p>	<p>身体障害者手帳 所持者で総合福祉相談所で必要と判定された方</p> <p>・65歳以上の方 ・40歳以上64歳以下の方で、特定疾病が原因による要介護認定</p> <p>者は介護保険法による福祉用具貸与が優先されます</p>	<p>(18歳以上) (18歳未満) 子ども・子育て サポートセンター</p>	<p>申請書 身障手帳 ※診断書が必要な場合があります。</p>	
日常生活用具の給付・貸与	<p>重度心身障害者の日常生活が円滑に行われるよう各帳1～2級、療育種用具を給付または貸与する</p> <p>用具の種類については、別表のとおりとする(P11～14参照)</p>	<p>おおむね身障手帳A1の一部を所持する方(用具の種類によりことなる)</p>	<p>(18歳以上) (18歳未満) 子ども・子育て サポートセンター</p>	<p>申請書 身障手帳</p>	
自立支援医療(更生医療)の給付	<p>身体に障害のある18歳以上の人人が、治療によって障害を軽減したり取り除くために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成する</p>	<p>身障手帳所持者で治療が必要とされた方</p>	健康福祉課	<p>申請書 身障手帳 内容意見書 健康保険証 特定疾病受給者証 マイナンバーの分かるもの</p>	
自立支援医療(育成医療)の給付	<p>身体に障害のある18歳未満の人が、治療によって障害を軽減したり取り除くために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成する</p> <p>〔助成の対象〕 診療・手術・入院 所得制限有 〔費用の負担〕 自己負担1割</p>	<p>身体に障害があるか、疾患を放置することによって将来障害を残すと認められる児童</p>	<p>子ども・子育て サポートセンター</p>	<p>申請書 内容意見書 健康保険証 マイナンバーの分かるもの</p>	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
自立支援医療(精神通院)の給付	精神的な病気の治療に必要な通院治療を指定医療機関方で受ける場合、その医療費を通院医療費が対象成する 〔費用の負担〕 自己負担1割 ただし医療保険単位の世帯の所得に応じて自己負担の上限月額が設定される 有効期間は1年で更新は毎年必要	通院されている健康福祉課	申請書 同意書 診断書 健康保険証 マイナンバーの分かるもの		有効期間の終了する3か月前から更新手続き可能
心身障害児(者)医療費助成	保険給付の対象となる医療を受けた場合において支払う一部負担金の額を助成。 身障手帳4級所持者は上記所持者で、自立支一部負担金の額の1/2を援助(精神通院)医療助成 ※所得制限有 ※精神保健福祉手帳所持者は入院にかかる医療費は対象外	障手帳4級以上 療育手帳A、B1 精神手帳1・2級 受給者証の所持者	健康福祉課	申請書、口座のわかるもの、健康保険証、身障手帳または療育手帳または精神手帳及び自立支援医療受給者証	
特定疾患医療給付	原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち対象疾患で保険給付の対象となり、なった医療費(一部患者負担有)を助成	疾患の方スモン、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、悪性腫瘍リウマチ、多発性硬化症他	二州健康福祉センター	申請書 臨床調査個人票 住民票	
後期高齢者医療の適用	申請によって65歳以上で後期高齢者医療の適用を受けることが出来る	身障手帳1~3級(4級の一部) 療育手帳A以上 精神手帳2級以上の方	住民環境課		

## ※在宅生活援助等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
住宅改造助成事業	重度障害者の居住する住宅を改造した場合、経費の一部を助成(補助率8/10 ただし、80万円限度:条件により60万円限度)玄関、トイレ、台所、洗面所、浴室、居室等の改造	視覚障害者または肢体不自由の2級以上の身障者	健康福祉課	申請書 身障手帳 工事見積書	
自動車運転免許取得費助成事業	身障者が、就職など社会活動に参加しやすいよう自動車手帳を所持する運転免許を取得した場合、免許取得直接要した費用の2/3以内(10万円を限度)を助成	4級以上の身障者	健康福祉課	(申請) 申請書、身障手帳 (請求) 請求書、免許証、経費明細書、領収証	申請は免許取得講習を受ける前にすること
自動車改造助成事業	身障者が所有する自動車を就労に伴い自動障害に応じて改造する場合、車を必要とするその費用の一部(10万円を限度)を助成する 所得制限有	1~2級の上下肢体または体幹機能障害	健康福祉課	申請書、運転免許証、改造に要する費用の見積書	

日中一時支援事業	日中、障害者が活動できる場所において、家族の就労支援護する人がいなや介護者の一時的な休息をいため、一時的に目的として行う 〔利用額〕 3時間未満 200円 3時間以上6時間未満 400円 6時間以上 600円 送迎（片道） 54円 住民税非課税の方は負担なし	日中において監所において、見守り等の支援が必要と町が認めた障害者等	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 身障手帳、療育手帳 または精神手帳 同意書	
地域活動支援センター事業	障害者等に、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る在宅の障害者 4h未満 255円 4h以上 425円 送迎 54円 住民税非課税の方は負担なし	地域において就是生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る在宅の障害者	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 身障手帳、療育手帳 または精神手帳 同意書	
移動支援事業	障害者の外出について、公共交通機関等を利用した移動をする際に支援を行う ※通勤、通学、営業活動等の等 経済活動にかかる外出等除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る 〔利用額〕 介護有 30分ごとに200円 介護なし 30分ごとに75円  ※午前6時～8時および午後6時～10時は25%加算 住民税非課税の方は負担なし	外出時に移動の支援が必要と町が認めた障害者	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 身障手帳、療育手帳 または精神手帳 同意書	同伴者の旅費および経費については実費負担となる
訪問入浴サービス事業	障害者で自力での入浴、家族による入浴支援が困難な方に臥床し、自宅でに対して入浴のための支援を行う	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の障害者	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書 診断書 誓約書 身障手帳、療育手帳 または精神手帳	
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある障害者に手話通訳者、要約筆記奉仕員のため意思疎通等を派遣して、意思疎通の円滑化を図る 〔利用額〕 無料	聴覚、音声機能、言語機能の障害があると町が認めた障害者等	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	申請書	

## ※割引减免等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
JR運賃の割引	障害者がJRを利用する場合の運賃割引(5割引) 適用 〔第1種〕 区間制限なし(単独乗車の場合は第2種扱い) 〔第2種〕 片道100kmを超えるもの	身体障害者 知的障害者	JR各駅	身障手帳または療育手帳 (乗車券購入時に提示する。乗車中は必ず手帳を携帯する。 コピー不可)	
航空運賃の割引	国内線前区間において、該当する障害程度の満12歳以上の障害者が受けられる割引 ※各社により割引内容が異なる場合があります 〔身体・知的〕 本人および介護者1名に適用 (本人単独でも可) 割引率: 25% 〔精神〕 本人のみ 割引率: 25%		各航空会社支店・営業所	身障手帳・精神手帳 または療育手帳 (航空券購入時に提示する)	
私鉄電車・バス運賃の割引	私鉄電車・バス運賃の割引(5割引) ※各社により割引内容が異なる場合があります 〔第1種〕 本人と介護者: 5割引 〔第2種〕 本人: 5割引 バス定期乗車券: 3割引	JR割引に準じる	乗車券販売窓口	身障手帳または療育手帳 (乗車券購入時に提示する)	
コミュニティバス運賃の免除	美浜町内で運行するコミュニティバス運賃の全額を免除	身障手帳、療育手帳または精神手帳を所持する方	住民環境課	身障手帳または療育手帳または精神手帳 (乗車時に提示)	会員登録申込時に手帳番号の記載が必要です。
携帯料金の料金割引サービス	携帯電話使用料金が割引になります(各携帯会社によつて割引の内容は異なります)	身障手帳、療育手帳または精神手帳を所持する方	各携帯会社	申請書	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
有料道路通行料金割引	障害者本人が運転し、または身体障害者および重度障害者が乗車し介護者び重度の身障者が運転する場合の有料道路または知的障害通行料金の割引 2年ごとに更新手続きが必要 料金所で手帳(事前手続き要)を提示する 割引率: 5割引 障害者の範囲 〔第1種(身体/知的)〕 本人または介護者運転 〔第2種(身体)〕 本人運転のみ	身体障害者および重度障害者 が運転する場合の有料道路または知的障害者を介護する方	(18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育てサポートセンター	身障手帳または療育手帳(A1、A2) 免許証(本人運転の場合) 車検証または自動車検査証記録事項 ETCの場合 上記の書類に加えて、ETCカード、ETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類	有効期限があります。期限が切れる2か月前から更新手続きができます。

タクシー運賃割引	障害者が乗車した区間のタクシー運賃の割引 1割引	身障手帳、療育手帳または精神福祉手帳を所持する方	乗務員	料金支払時に手帳提示	
タクシーチケット助成	重度の心身障害者がタクシーを利用する料金の補助 年間36枚(血液透析療法を受けるものは年間72枚) 基本料金のみ対象 本人や家族が自動車税の減免を受けている場合は対象をうけるものまた外	町内に住所があり、申請時に在宅である方で、身障年間1級、下肢・体幹・視覚2級、じん臓機能障害で血液透析療法または療育手帳A1、A2	健康福祉課	申請書 身障手帳または療育手帳	
駐車禁止規制の適用除外	移動が困難な障害者の利用する自動車に対して、駐車禁止規制場所の駐車を認める	詳しくは警察署へご確認ください	警察署	申請書 身障手帳 住民票	駐車禁止等除外標章をフロントガラスに置く
ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証	公共施設やショッピングセンターなどの身体障害者駐車場の適正利用をすすめるため、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証」を交付する	歩行の困難な方 詳しくは二州健センターへご確認ください	二州健康福祉センター	申請書 身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、特定疾患手帳、診断書等	利用する際には、「利用証」を車のルームミラーなどに吊り下げて提示する
NHK放送受信料の免除	全額免除  半額免除	「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯構成員全員が市町村民税(住民税)非課税の場合  視覚・聴覚障害者が世帯主の場合  重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合	NHK福井放送局 (18歳以上) 健康福祉課 (18歳未満) 子ども・子育て サポートセンター	申請書 身障手帳、療育手帳 または精神手帳  重度の障害者 身障手帳 1級、2級 療育手帳 A 精神手帳 1級	

## ※その他

サービス	内容	対象者	申請（問合せ先）	申請書類	備考
心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する者が、その生存中に掛金を拠出し、保護者亡き後の障害者の生活の安定を図る 掛金（新規加入の場合） 月額 9,300円～23,300円 美浜町に住所を有し65歳未満の保護者であること（配偶者、父母等） 保護者死亡後障害者生存中は年金を支給（月2万～4万円）	身体障害者 1～3級 知的障害者 A、B	健康福祉課 県障害福祉課	加入申込書 住民票 申告者告知書 身障手帳または療育手帳	
更生相談	身障手帳交付申請、等級変更、医療、補装具、職業、施設入所等の各種相談	身障手帳所持の有無は問わない	健康福祉課	身障手帳（所持者） 健康保険証	定例相談 小浜病院 (第2水曜日・第3金曜日)
身体・知的障害者相談員制度	障害者やその関係者の中から選ばれた相談員が、地域の中で、身近な相談に応じる		健康福祉課		〔身体障害者相談員〕 町内に2名 〔知的障害者相談員〕 町内に1名
美浜町障害者相談事業所	障害者（児）の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じる ・健康福祉課 ・相談支援センター若狭ねっと ・はあとぽーとさくらヶ丘		健康福祉課 0770-32-6704  相談支援センター若狭ねっと 0770-62-0025  はあとぽーとさくらヶ丘 0770-24-4848		P19 参照
こころの相談室（美浜町障害者定期相談会）	障害者（児）の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じる		健康福祉課 はあとぽーとさくらヶ丘 0770-24-4848		毎月第1・第3火曜日 はあとびあ
美浜町身体障害者福祉協会	身体障害者の福祉の増進と会員の社会参加を促進するための活動する ・各種スポーツ大会への参加 ・レクリエーションの実施 ・各種相談 等	身障手帳所持者	町社協 0770-32-1164  健康福祉課		年会費 1,000円
ふれあい案内（無料番号案内）	目や上肢が不自由な方および知的障害者や精神障害者が番号案内を利用する場合の料金を無料にする	身体障害者（視覚障害者） 障害1～6級、肢体不自由1・2級、知的障害者、精神障害者	NTTふれあい 案内 0120-104174		
青い鳥郵便葉書の無償配布	重度の身体障害者及び重度の知的障害者で受付期間内に申込した方に郵便葉書を無償で配布する	身体障害者 1・2級 知的障害者 A1・A2	各郵便局	配布申込書 身障手帳 療育手帳	

## 日常生活用具の種類および性能

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の身体障害者及び下肢又は体幹機能障害2級(常時介護を要する者に限る。)の身体障害児で原則3歳以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの 障害の程度が重度以上の知的障害児・者で原則3歳以上のもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の身体障害児・者で原則3歳以上のもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者で原則3歳以上のもの又は難病患者等のうち下肢若しくは体幹機能に障害のあるもの	159,000円	4年
	訓練いす(児童のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする身体障害児・者で原則3歳以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	便器：4,450円 手すり：5,400円	8年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有するもの 障害の程度が重度以上の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	36,750円	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害児・者で原則3歳以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	4,460円	3年

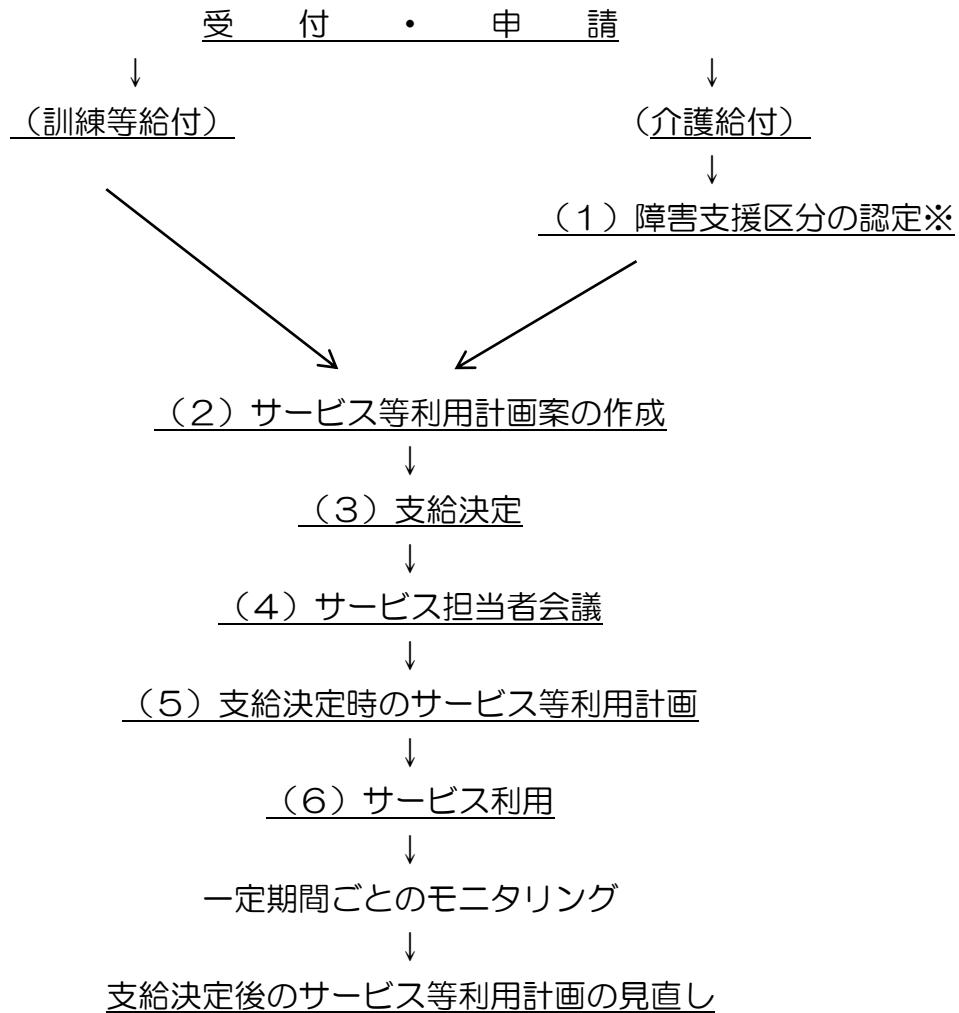
種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害児・者で原則3歳以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	60,000円	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害児・者及び障害の程度が重度以上の知的障害児・者で訓練を行っても自ら排便後処理が困難な者。それぞれ原則学齢児以上のもの 又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	151,200円	8年
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害児・者及び障害の程度が重度以上の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	15,500円	8年
	自動消火器	障害等級2級以上の身体障害児・者及び障害の程度が重度以上の知的障害児・者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもので火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の身体障害者及び障害の程度が重度以上の知的障害者	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害児・者。原則学齢児以上のもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の身体障害者	屋内信号装置 ：87,400円 サウンドマスター ：36,100円 自覚時計 ：15,300円 屋内信号灯 ：17,800円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う身体障害児・者で原則3歳以上のもの	51,500円	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上で、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るために必要と認められる身体障害者及び呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児であって必要と認められる者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害児・者であって、必要と認められる者で原則学齢児以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	17,000円	10年

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準する世帯)の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準する世帯)の身体障害者	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢障害2級以上又は、言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害者の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)の身体障害者であって必要と認められるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障害2級以上の身体障害児・者で原則学齢児以上のものを有するもの	標準型：10,400円 携帯用：7,200円	標準型：7年 携帯用：5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)の身体障害児・者	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の身体障害児・者。原則学齢児以上のもの	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	198,000円	8年
	盲人用時計	視覚障害2級以上の身体障害者。なお、音声時計は手指の感覚障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	触読：10,300円 音声：13,300円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる身体障害児・者で原則学齢児以上のもの	71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	89,800円	6年
	人工喉頭	喉頭を摘出しているもの	笛式：8,100円 電動式：70,100円	笛式：4年 電動式：5年
	福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準する世帯)		

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
情報・意 思疎通支 援用具	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話含む。)によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準する世帯)		
	視覚障害者用ワー ドプロセッサー (共同利用)	視覚障害児・者で原則学齢児以上のもの		
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字図書の価格	
排泄管理 支援用具	ストマ装具	ストマを造設している方	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	
	紙おむつ等(紙お むつ、サラシ、ガ ーゼ等衛生用品) 収尿器	ストマの著しい変化等によりストマ装具の使用が困難な者、3才以上の者で、先天性疾患等による高度の排便機能障害者、又は先天性疾患による高度の排尿機能障害者、もしくは3歳以前に発症した脳原性運動機能者で意思表示困難者	月額 12,000円	
住宅改修 費	居宅生活動作補助 用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者及び学齢児以上の身体障害児であって、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの又は難病患者等のうち寝たきりの状態にあるもの	200,000円	



## 障害福祉サービスの利用の流れ



- (1) サービスの利用を希望する方は、町の窓口に申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 町は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。  
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

## 障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

### ■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

#### I 介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## II 訓練等給付

自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。※

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

## III 地域生活支援

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。
訪問入浴	自力での入浴、家族による入浴支援が困難な方に対して入浴のための支援を行います。



## 障害児を対象としたサービス

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

### I 障害児通所支援

児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
医療型児童発達支援	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

### II 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設	従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。
医療型障害児入所施設	18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。

## **利用者負担**

原則1割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

### ○世帯の範囲

- ・18歳以上の障害者（施設に入所する18,19歳を除く）：障害者本人及び配偶者
- ・18歳未満の障害児（施設に入所する18,19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳上での世帯

### ○障害者の利用者負担額

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般Ⅰ	市町村民税課税世帯で市町村民税均等割課税額及び、市町村民税所得割課税額（16万円未満）※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般Ⅱ	上記以外の方	37,200円

### ○障害児の利用者負担

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般Ⅰ	市町村民税課税世帯で市町村民税均等割課税額及び、市町村民税所得割額（28万円未満の方）	在宅で生活する場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般Ⅱ	上記以外の方	37,200円

## 関係機関連絡先

### 町内機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
健康福祉課	919-1192	美浜町郷市 25-25	0770-32-6704
こども未来課	919-1192	美浜町郷市 25-25	0770-32-6713
福祉支援センターあいぱる	919-1138	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
保健福祉センターはあとぴあ	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-3111
子ども・子育てサポートセンター	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-0192
社会福祉協議会	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-1164

### 県機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
障害福祉課	910-8580	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0338
二州健康福祉センター	914-0057	敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽 2 丁目 3-36	0776-24-5135
敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町 1-32	0770-22-0858

### その他機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-24-2339
(社)福井県身体障害福祉連合会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 3-22	0770-27-1632
(福)福井県聴覚障がい者協会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-63-5572
(福)福井県視覚障害者福祉協会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 17-8	0776-23-4647
嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	914-0063	敦賀市神楽町 1 丁目 3-20	0770-20-1236
福井県発達障害児者支援センター スクラム福井	914-0821	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-21-2346

### 相談支援事業所

名称	郵便番号	住所	電話番号
はあとぼーとさくらヶ丘	914-0144	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-4848
相談支援センター 若狭ねっと	919-1541	若狭町市場 21-8-7	0770-62-0025



## 事業所一覧

※サービスを提供している県内嶺南の事業所を掲載しております。

### 居宅介護（ホームヘルプ）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ケアサービス一休さん	敦賀市山泉 73-905	0770-21-1322	●	●	●	●
SOMPOケア敦賀 訪問介護	敦賀市堂 50-1-4 日経ビル 1F	0770-21-7161	●	●	●	●
敦賀市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	敦賀市東洋町 4-1 福祉総合センター	0770-22-7222	●	●		●
敦賀ケアセンターかくだ	敦賀市昭和町 2 丁目 17-5	0770-25-4141	●	●	●	●
ケア・サービス・アイ	敦賀市清水町 1 丁目 6-5	0770-21-0250	●	●	●	●
つるが生協ヘルパーステーション とんとん	敦賀市公文名 1-6	0770-25-4343	●	●	●	●
あそしえ	敦賀市舞崎町 2 丁目 23-23	0770-25-3081	●	●	●	
ヘルパーステーションこばやし	敦賀市砂流 50-37-7	0770-23-1605	●	●	●	●
株式会社ディープ介護サービスセンター	敦賀市新松島町 1-26 ヴァン ヴェールG	0770-37-1161	●	●	●	●
りんくる訪問介護事業所	敦賀市松栄町 4-10	0770-25-1616	●	●	●	●
セイホーケアサービス	敦賀市相生町 21-31	0770-24-0017	●	●	●	●
ケアサービス北寿	敦賀市堂 44 岡の腰 1-1	0770-20-1711	●		●	
敬仁会ヘルパーステーション	敦賀市鉄輪町 1-2-57	0770-24-2288	●	●	●	●
ささえ	敦賀市金ヶ崎町 9-17	0770-36-4981	●	●	●	●
あすか訪問介護・介護タクシー事業所	敦賀市山泉 73-914-4	0770-21-4667	●	●	●	●
美浜町社会福祉協議会ホームヘル パーステーション	美浜町郷市 25-20 保健福祉 センターはあとびあ内	0770-32-1464	●	●	●	●
若狭町社会福祉協議会身障ホーム ヘルプサービスいすみ	若狭町井崎 40-80	0770-45-2837	●		●	
ニチイケアセンターわかさ	若狭町北前川 29-6-1	0770-45-3305	●	●	●	
ニチイケアセンター上中	若狭町井ノ口 26-5-19	0770-62-9010	●	●	●	●
訪問介護よすが	若狭町鳥浜 28-54-2	0770-47-6884	●	●	●	
ホームヘルプステーショントウモ ロー	小浜市南川町 8-1-2	0770-53-1286	●	●	●	●
ホットラインサポートセンターつ みき	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-52-0836	●	●		●
小浜市社会福祉協議会指定介護事 業所	小浜市遠敷 84-3-4	0770-56-5800	●	●	●	●
ニチイケアセンター小浜	小浜市南川町 11-35	0770-53-2623	●	●	●	●

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
県民せいきょうホームヘルプサービス（若狭）	小浜市遠敷9丁目501	0770-56-4200	●	●	●	●
訪問介護ステーションおあしす	小浜市雲浜1丁目8-8	0770-53-5500	●	●	●	●
ケアサポートあゆみ	小浜市大手町8-33	0770-53-5070	●	●	●	●
ふらむはあとヘルパーステーション	小浜市遠敷7丁目301	0770-56-1011	●	●	●	●
訪問介護事業所 ゆう	小浜市相生10-15	0770-58-0151	●	●	●	●
おおい町社会福祉協議会障害者ヘルパーステーション名田庄	おおい町名田庄下6-1	0770-67-2318	●	●	●	●
ヘルパーステーションぐるぐる	おおい町笹谷11-8-1	0770-59-1167	●	●	●	●
高浜町社会福祉協議会	高浜町緑ヶ丘1-1-1	0770-72-2480	●	●	●	●
ヘルパーステーショングッとサポート	高浜町薙部47-4	0770-72-3373	●	●	●	●
高浜ケアサポート訪問介護でい	高浜町青1字宮ヶ谷1-3-1	0770-50-7643	●	●	●	●

#### 短期入所（ショートステイ）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷47-21	0770-21-1133		●		●
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600	●	●		●
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市6-6-1	0770-32-2616		●		●
若狭事業所 短期入所	若狭町下夕中11-27-1	0770-62-2550		●		●
ケアホーム五湖の郷	若狭町田井24-2	0770-46-1212	●	●	●	●
カメリアハウス美浜（SS）	美浜町木野23-2-5	0770-62-2157	●	●	●	●
第二やすらぎの郷	小浜市深谷10-1-4	0770-58-0408		●		●
第三やすらぎの郷	小浜市深谷10-13-2	0770-58-0221	●			
やすらぎの郷	小浜市深谷10-1-1	0770-58-0880		●	●	●

#### 療養介護

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600	●	●		

## 生活介護

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町 8-6	0770-22-2022		●		
敦賀医療センター多機能型通所 支援事業所 あさひ	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	●	●		
はなえみ	敦賀市桜丘町 12-1	0770-25-2775		●		
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	0770-47-5484	●	●	●	
はこべの家	美浜町松原 54-1-11	0770-32-2256	●	●		
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616	●	●	●	
若狭事業所	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2590	●	●		
障がい者デイサービスセンター 五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212	●	●	●	
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303	●	●	●	
小浜事業所 介護型	小浜市加斗 56-61-1	0770-53-2911	●	●		
おおいワークセンター	おおい町本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	●	●	●	
おひさまぱらす	高浜町緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-5053	●	●	●	

## 就労移行支援

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ワークサポート 陽だまり	敦賀市長谷 47-29	0770-22-7171		●		
障害福祉サービスセンターひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-2068			●	
就労移行支援事業所第2つくしの家	小浜市南川町 19-8	080-6351-0294	●	●	●	
おおいワークセンター	おおい町本郷 149-12-4	0770-77-2231	●	●	●	

## 就労継続支援A型

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ワンシード わくわく	敦賀市道口 63-1-1	0770-36-1257	●	●	●	
I p p o !	敦賀市公文名 54-10-1	0770-47-6526	●	●	●	
+ I p p o !	敦賀市野神 2-34-2	0770-47-6979	●	●	●	
若狭事業所	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2550		●		
社会福祉事業 ふらっぷ	敦賀市白銀町 5-23	0770-36-4518	●	●	●	

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
一般社団法人 ほのぼのハーツ嶺南事業所	小浜市遠敷9-508	0770-56-3672	●	●	●	
ラムサール「わかさ」	若狭町岩屋61-35	0770-45-1311	●	●	●	
特定非営利活動法人 アップ・トウ・ユウ	小浜市竜前5-37-1	0770-64-5462	●	●	●	
(株)マル 深野事業所	小浜市深野22-1	0770-64-5227	●	●	●	

#### 就労継続支援B型

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
障害福祉サービスセンターひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町8番8号	0770-24-2068			●	
ワークサポート 陽だまり	敦賀市長谷47号29番	0770-22-7171		●		
就労継続支援事業所 たんぽぽ	敦賀市金山24-9-1	0770-37-5880		●		
野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町8-6	0770-22-2022		●		
スマイルビーチカフェ	敦賀市三島町2-19-12	0770-36-4357	●	●	●	
+I p p o !	敦賀市野神2-34-2	0770-47-6979	●	●	●	
B e I p p o !	敦賀市野神15-4-13	0770-47-6526	●	●	●	
はこべの家	美浜町松原54-1-11	0770-32-2256	●	●		
株式会社 和	美浜町佐柿34-10	0770-32-6633	●	●	●	
ラムサール「わかさ」	若狭町岩屋61-35	0770-45-1311	●	●	●	
コミュニティカフェ「きらやま茶屋」	若狭町三方39-5-3 若狭町サンレイク観光会館・三方駅	0770-45-1661	●	●	●	
特定非営利活動法人若狭美&Bネット 若狭ものづくり美学舎 きらり	若狭町大鳥羽27-13-4	0770-64-1788	●	●	●	
若狭事業所就労継続支援B型	若狭町下夕中11-27-1	0770-62-2550		●		
クリーンねっと若狭	小浜市加斗37-7-5	0770-64-5030		●		
つくしの家	小浜市南川町8-1-2	0770-53-1286	●	●	●	
つみきハウス	小浜市後瀬町13-1-11	0770-53-1190	●	●	●	
就労支援事業所 第2つくしの家	小浜市南川町19-8	080-6351-0294	●	●	●	
株式会社 縁	小浜市東市場38-17	0770-56-3066	●	●	●	
おおいワークセンター	おおい町本郷149-12-4	0770-77-2231	●	●	●	
特定非営利活動法人 アップ・トウ・ユウ	小浜市竜前5-37-1	0770-64-5462	●	●	●	

### 共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
グループホーム桜ヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 5-43	0770-21-1133		●		
グループホーム新和	敦賀市新和町 1-7-2	0770-21-1133		●		
メゾン・ド・ひまわり	若狭町熊川 22-2-1	0770-62-2157	●	●	●	
おおとば寮	若狭町大鳥羽 16-50	0776-33-8350		●		
ケアホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212	●	●		
わかさ寮	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2550		●		
つくし寮	小浜市山手 2丁目 2-4	0770-53-1286		●	●	
グループホーム・ケアホームあおぞら2	小浜市小浜住吉 80-2	0770-53-1190		●	●	
グループホーム・ケアホームあおぞら1	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-53-1230	●	●	●	
ホープ	小浜市深谷 13-2-1	0770-58-0200	●	●	●	
ポルト	小浜市深谷 9-11-2	0770-58-0018	●	●	●	
しいの実ハウス	おおい町名田庄 29-10-13	0770-67-3677		●		
カメリアハウス美浜	美浜町木野 23-2-5	0770-62-2157	●	●	●	
LIFE Ippo! 和久野	敦賀市和久野 2号東河原 17-3	0770-47-6964	●	●	●	
グループホームぐるぐる	小浜市小浜津島 85	0770-50-1954	●	●	●	

### 施設入所支援

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133		●		
障害者支援施設 やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880	●	●	●	
障害者支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408	●	●	●	
障害者支援施設 第三やすらぎの郷	小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	●	●	●	

### 児童発達支援

名称	住所	電話番号
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
小浜市母と子の家児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603

名称	住所	電話番号
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目9-4	070-4126-0190
ハートフルサポート Cocomado	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
おひさまはうす	高浜町事代 6-1-10	0770-72-5053

#### 放課後等デイサービス

名称	住所	電話番号
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
アイホーム敦賀	敦賀市金山 73-6-1	0770-25-1600
アフタースクール アイ	敦賀市清水町 1-6-17	0770-21-0089
敦賀子ども発達支援事業所「竹の子」	敦賀市清水町 2-5-20	080-1419-3924
アイホームひばり	敦賀市砂流 50-39-10	0770-47-6181
美浜町福祉支援センターあいぱる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
クリーンねっと若狭	若狭町市場 18-11	0770-62-2151
小浜市母と子の家庭児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603
Grip キッズ 小浜校	小浜市千種 1-8-33	0770-52-0800
ハートフルサポート Cocomado	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
おひさまはうす	高浜町事代 6-1-10	0770-72-5053
こども発達支援ルーム ぶらす up	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-1135
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目9-4	070-4126-0190

#### 保育所等訪問支援

名称	住所	電話番号
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
福祉支援センター あいぱる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
小浜市母と子の家庭児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603
ハートフルサポート Cocomado	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目9-4	070-4126-0190

#### 福祉型障害児入所施設

名称	住所	電話番号
障害者支援施設併設障害児入所 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408

### 医療型障害児入所施設

名称	住所	電話番号
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600

### 地域活動支援センター

名称	住所	電話番号
はあとぼーとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-4848
若狭つくし会	小浜市南川町 8-1-2	0770-53-1286

### 移動支援

名称	住所	電話番号
セイホーケアサービス	敦賀市相生町 21-31	0770-24-0017
ささえ	敦賀市金ヶ崎町 9-17	0770-36-4981
あそしえ	敦賀市舞崎町 2 丁目 23-23	0770-25-3081
美浜町社会福祉協議会	美浜町郷市 25-20	0770-32-1464
ニチイケアセンターわかさ	若狭町北前川 29 号 6-1	0770-45-3305
ホットラインサポートセンターフみき	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-52-0836
ヘルパーステーションぐるぐる	おおい町本郷 150-2-13	0770-59-1167

### 日中一時支援

名称	住所	電話番号
ワンシード	敦賀市道口 63-1-1	0770-36-1171
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212
コミュニティネットワークふくい若狭事業所	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2550
障害者支援施設併設障害児入所 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408

### 訪問入浴

名称	住所	電話番号
アサヒサンクリーン	滋賀県高島市今津町今津 2447 番地 9 コーポラス今津 1 階	050-3317-7266



しょう かん まどぐち  
障がいに関する相談窓口

【18歳以上】

○美浜町役場 健康福祉課

(TEL) 0770-32-6704

【18歳未満】

○美浜町子ども・子育てサポートセンター (TEL) 0770-32-0192

(美浜町障害者相談事業所)

○相談支援センター若狭ねっと (TEL) 0770-62-0025

○はあとぼーとさくらヶ丘 (TEL) 0770-24-4848

○こころの相談室(美浜町障害者定期相談会)

日時:毎月第1・第3火曜日 13:30~15:30

場所:はあとぴあ

はっこう と あ さき  
発行・お問い合わせ先

みはまちょうやくば  
美浜町役場

けんこうふくしか  
健康福祉課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

(TEL) 0770-32-6704

(FAX) 0770-32-6050

(Mail):kenkou-fukushi@town.fukui-mihama.lg.jp

